令和４年７月29日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース　Ｖｏｌ.39（※R2.4.13 以降カウント）

※会員専用及び県民向け HP にも掲載しております。　　（一社）島根県歯科医師会

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の待機期間の再変更について

昨日、島根県医療政策課より標記について下記のとおり変更通知がありましたのでお知らせいたします。　（発文書はホームページに掲載しております）

① 原則、５日間待機で６日目に解除

② 社会機能維持者に関わらず、２日目及び３日目に検査を行い陰性（偽陽性は陽性とみなす）が確認できれば３日目から解除が可能。

③ 医療従事者は、次の条件を満たせば1日目から出勤可能。

- ☑ 医療従事者かつ濃厚接触者と認定された者
- ☑ 無症状
- ☑ ２回目のワクチン接種から２週間以上たっている

【注意事項】

・医療従事者が感染源とならないよう基本的な感染対策を継続すること
・薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いて３日間業務前に陰性を確認（偽陽性は陽性とみなす）
・家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること
・当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないかの把握を行う。

濃厚接触者の待機期間

<table>
<tr><th></th><th>0日目</th><th colspan="2">1日目</th><th>2日目</th><th>3日目</th><th>4日目</th><th colspan="2">5日目</th><th>6日目</th><th>7日目</th></tr>
<tr><td>医療従事者等</td><td>最終接触</td><td>キット</td><td>検査</td><td>検査</td><td>検査</td><td>解除</td><td colspan="4">検温などの健康管理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">すべての濃厚接触者</td><td rowspan="2">最終接触</td><td colspan="7">不要不急の外出自粛</td><td>解除</td><td>検温などの健康管理</td></tr>
<tr><td>キット</td><td>不要不急の外出自粛</td><td>検査</td><td>検査</td><td>解除</td><td colspan="4">検温などの健康管理</td></tr>
</table>

濃厚接触者認定について

１ 同一世帯で感染者が発生した場合
　　同一世帯すべての同居者が濃厚接触者となる

２ 医院で感染者が発生した場合
　　原則濃厚接触者の特定は行わない
　ただし、認定は行わないが基本的な感染対策をしっかりと行ったうえで
　①医院で感染者と接触のあった者は、目安として７日間感染リスクの高い行動は控える。
　②医院で感染者と接触のあった者のうち、<u>会話の際にマスクを着用しないで飲食を共にした者は</u>、濃厚接触者に準じた対応をとること。